

議案第69号

職員の再任用に関する条例等の一部を改正する条例案

(職員の再任用に関する条例の一部改正)

第1条 職員の再任用に関する条例(平成13年大阪市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第5条を削る。

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第2条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年大阪市条例第79号)の一部を次のように改正する。

第16条を削る。

第17条中「ついて」を「関し」に、「市長が」を「市規則で」に改め、同条を第16条とする。

附則第2項を削り、附則第1項の見出しを削り、同項中「第16条まで及び次項」を「第15条まで」に改め、同項の項番号を削る。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第3条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年大阪市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第5条を削り、第6条を第5条とする。

(職員の定年に関する条例の一部改正)

第4条 職員の定年に関する条例(昭和59年大阪市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第3条を削る。

第4条中「ついて」を「関し」に、「市長が」を「市規則で」に改め、同条を第3条とする。

附則第2項中「(第3条に規定する職員を除く。)」を削る。

(職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正)

第5条 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例（昭和41年大阪市条例第50号）の一部を次のように改正する。

附則第2項を削り、附則第3項を附則第2項とする。

(職員の旅費に関する条例の一部改正)

第6条 職員の旅費に関する条例（昭和32年大阪市条例第46号）の一部を次のように改正する。

附則第4項を削り、附則第5項を附則第4項とし、附則第6項から第8項までを1項ずつ繰り上げる。

附 則

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第6条の規定による改正後の職員の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

平成29年2月24日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

教育委員会所管の教員の再任用等に係る取扱いの特例を廃止するため、職員の再任用に関する条例ほか5条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

職員の再任用に関する条例（抄）

（教育委員会所管の教員の特例）

第5条 教育委員会は、職員の給与に関する条例（昭和31年大阪市条例第29号）第4条第1項第2号に掲げる高等学校等教育職給料表、小学校・中学校教育職給料表及び幼稚園教育職給料表の適用を受ける職員の再任用について、前3条の規定にかかわらず、大阪府教育委員会の管理に属する学校の職員の例に準じて、教育委員会規則で別段の定めをすることができる。

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（抄）

（教育委員会所管の教員の特例）

第16条 教育委員会は、職員の給与に関する条例第4条第1項第2号に掲げる高等学校等教育職給料表、小学校・中学校教育職給料表及び幼稚園教育職給料表の適用を受ける職員の派遣等について、第2条から前条までの規定にかかわらず、大阪府教育委員会の管理に属する学校の職員の例に準じて、教育委員会規則で別段の定めをすることができる。

（施行の細目）

第17条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

第16条 関し 市規則で

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。ただし、第8条から第16条まで及び次項の規
第15条

定は、平成14年3月31日から施行する。

（退職派遣者に関する規定の適用）

2 第8条から第16条までの規定は、平成14年3月31日以後に法第10条第1項の任命権者の要請に応じて退職した者について適用する。

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（抄）

（教育委員会所管の教員の特例）

第5条 教育委員会は、職員の給与に関する条例第4条第1項第2号に掲げる高等学校等教育職給料表、小学校・中学校教育職給料表及び幼稚園教育職給料表の適用を受ける派遣職員の処遇等について、前3条の規定にかかわらず、大阪府教育委員会の管理に属する学校の職員の例に準じて、教育委員会規則で別段の定めをすることができる。

（施行の細目）

第6条 省 略

第5条

職員の定年に関する条例（抄）

（教育委員会所管の学校の教員の定年による退職）

第3条 職員の給与に関する条例（昭和31年大阪市条例第29号）第4条第1項第2号に掲げる高等学校等教育職給料表、小学校・中学校教育職給料表及び幼稚園教育職給料表の適用を受ける職員の定年による退職については、前条の規定にかかわらず、大阪府教育委員会の管理に属する学校の職員の例に準じて、別に教育委員会規則で定める。

（施行の細目）

第4条 この条例の施行について必要な事項は、市長が 定める。

第3条 関し 市規則で

附 則

（施行期日）

1 省 略

（経過措置）

2 職員（第3条に規定する職員を除く。）のうち、附則別表の対象者欄に掲げる者については、第2条の規定にかかわらず、同欄の区分に応じて同表の退職日欄に掲げる日（55歳に達した日に勤続期間が20年に満たない職員（市長が定める者に限る。）にあつては、附則別表の退職日欄に掲げる日の翌日から当該職員が60歳に達する日の属する月の末日までの間で任命権者が定める日。以下この項において「退職日」という。）における年齢を定年とし、退職日に退職するものとする。ただし、医師（市長が定める者に限る。）については、この限りでない。

3 - 5 省 略

職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例（抄）

附 則

1 省 略

2 職員の給与に関する条例（昭和31年大阪市条例第29号）第4条に規定する高等学校等教育職給料表、小学校・中学校教育職給料表及び幼稚園教育職給料表の適用を受ける職員については、この条例の規定にかかわらず、大阪府教育委員会の管理に属する学校の職員の例による。

3 省 略

2

職員の旅費に関する条例（抄）

附 則

1 - 3 省 略

4 職員の給与に関する条例第4条第1項第2号に掲げる高等学校等教育職給料表、小学校・中学校教育職給料表及び幼稚園教育職給料表の適用を受ける職員の旅費については、この条例の規定にかかわらず、大阪府教育委員会の管理に属する学校の職員の例による。

5 - 8 省 略
4 7